

## 浜松市低コスト林業推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、合理的に配置された道路網と生産性が高まるような人員や林業機械の配置による作業システムを構築することで木材生産の低コスト化を図るため、林内道路網整備及び架線設置・撤去について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号 以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「森林作業道」とは、森林作業道作設指針に定義された道路のことをいう。
- (2)「森林作業路」とは、森林作業道作設指針に定義されない道路のことをいう。
- (3)「開設事業」とは、森林作業道及び森林作業路を開設することをいう。
- (4)「補修事業」とは、森林作業道を補修することをいう。
- (5)「架線」とは、「自走式搬器」、「ケーブルクレーン」又は「タワーヤード」を用い集材することをいう。
- (6)「森林認証取得森林」とは、国際的な森林認証を運営する森林管理協議会(FSC/Forest Stewardship Council)により評価・認証された森林(以下「認証森林」という。)のことをいう。

### (補助対象事業及び補助率等)

第3条 補助対象事業及び補助率等は、別表第1及び第2に定めるところによる。

2 補助金の算定にあたっては、補助対象事業ごとに千円未満を切り捨てることとする。

### (申請者)

第4条 本事業の申請者は、市税を完納している者で、森林整備を計画している森林所有者または森林所有者から森林整備の委託を受ける次の各号に掲げる者のうちいずれかとする。

- (1)市内森林組合
- (2)静岡県しずおか林業再生プロジェクト推進事業実施要領第4に示す協業体
- (3)静岡県林業事業体改善計画認定要領第3に示す認定事業主

### (事業の施工者)

第5条 本事業の施工は、次の各号に掲げる者のうちいずれかが実施しなければならない。

- (1)市内森林組合
- (2)静岡県しずおか林業再生プロジェクト推進事業実施要領第4に示す協業体
- (3)静岡県林業事業体改善計画認定要領第3に示す認定事業主
- (4)「工事請負契約等に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱」により浜松市建設工事入札参加資格者名簿に登録された土木業者
- (5)申請者(森林作業路開設事業及び架線設置・撤去事業のみ)

### (測量及び設計)

第6条 開設事業を実施する施工者は、次に掲げる基準により申請前に測量及び設計を行わなければならない。

- (1) 路線は自然の地形を極力利用し、土砂の移動が最小限になる線形とすること。
- (2) 路線測量は、簡易測量とし、測点は地形の変移点を選び適宜設けること。
- (3) 縦断勾配及び曲線半径については、できる限り緩やかにすること。また、曲線半径が小さい場合は、拡幅することができる。
- (4) 切取および盛土法面勾配は、現地の状況等を考慮して定め、法面は原則として荒仕上げとすること。ただし、必要に応じ吹付工を実施することができる。
- (5) 構造物は必要最小限とし、できる限り現地で発生する木材等を使用すること。
- (6) 横断排水溝は現場の状況に応じて設置すること。
- (7) FM認証グループマニュアルの内、森林作業共通仕様書に基づいて作業をするよう努めること。

(補助金の申請)

第7条 本事業の申請者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業成績書(様式第2号)
- (3) 収支決算書(様式第3号)
- (4) 出来型設計書(対象経費の内訳がわかるもの)
- (5) 着手前、施工中及び完成後の写真
- (6) 簡易平面図
- (7) 材料受払簿及び検収簿(開設又は補修事業のみ)(様式第4号)
- (8) 作業日報(様式第5号)
- (9) 森林作業前チェックリスト(様式第6号)
- (10) 森林作業後チェックリスト(様式第7号)
- (11) 市税納付・納入確認同意書(様式第8号)
- (12) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (13) 暴力団排除に関する誓約書(様式第9号)
- (14) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があったとき、その書類及び現地を速やかに確認し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を同時に行い、当該申請者に交付決定及び確定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 申請者は、次の各号に掲げる事項を交付の条件として遵守しなければならない。

- (1) 当該補助金の交付を受けた個人又は団体は、補助金の収支に関する帳簿を整え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を10年間保管しておかななければならない。
- (2) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当

該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

( 3 ) 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。

( 4 ) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

( 5 ) 規則及びこの要綱に基づく市長の指示に従うこと。

( 実績報告 )

第 10 条 規則第 13 条に定める実績報告書の提出は当年度の 2 月末日までとし、補助金交付申請書の提出をもってこれに代えるものとする。

( 補助金の請求 )

第 11 条 第 8 条の規定により交付決定及び確定通知書を受けた個人又は団体は、補助金交付請求書 ( 様式第 11 号 ) を市長に提出しなければならない。

( 消費税仕入控除税額等に係る取扱い )

第 12 条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法 ( 昭和 63 年法律第 108 号 ) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額 ( 以下「消費税仕入控除税額」という。 ) がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

( 1 ) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額当該補助金に係る消費税仕入控除税額等 ( 消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法 ( 昭和 25 年法律第 226 号 ) に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。 ) がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

( 2 ) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額 ( ( 1 ) により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額 ) を補助金額から減額して報告すること。

( 3 ) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

( 2 ) に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額 ( ( 1 ) 又は ( 2 ) により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額 ) を消費税仕入控除税額等報告書 ( 様式第 12 号 ) により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて市に返還しなければならない。

( 台帳の整備 )

第 13 条 森林作業道開設事業の補助金の交付を受けた個人又は団体は、浜松市森林作業道台帳 ( 様式

第13号)を作成の上、事業完了後30日以内に市長に提出するものとする。

2 台帳記載事項に変更が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(管理及び利用実績)

第14条 開設事業の補助金の交付を受けた個人又は団体は、事業終了後においても、第7条の規定により提出する事業成績書(様式第2号)の「完成後の管理方法」に基づき道路を管理しなければならない。

2 補助金の交付を受けた個人又は団体は、事業実施後5年間は、利用実績報告書(様式第14号)を各年度7月末までに市長に提出しなければならない。(ただし、補修事業はこの限りでない。)

3 市長は、前項の規定により提出のあった利用実績報告書の内容を確認し、必要に応じ改善を指示するものとする。

4 前項の改善指示に従わなかった場合は、補助金の返還を求めることができる。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業		補助率	条 件
事業区分	対象森林		
森林作業道開設事業	認証森林	事業費の75%以内	以下の条件をすべて満たす開設事業に要する経費 既設林道、公道又は森林作業道等と接続 森林作業道作設指針に準じること 延長100m以上 1mあたりの単価の上限は7千円
森林作業路開設事業	認証森林	事業費の75%以内	以下の条件をすべて満たす開設事業に要する経費 既設林道、公道又は森林作業道等と接続 延長100m以上 1mあたりの単価の上限は4千円
森林作業道補修事業	認証森林	事業費の75%以内	以下の条件をすべて満たす補修事業に要する経費 浜松市作業道台帳に登録された森林作業道 1路線における単年度事業費の上限は500千円
架線設置・撤去事業	認証森林	事業費の75%以内	以下の条件をすべて満たす設置・撤去事業に要する経費 森林作業道及び森林作業路の開設が困難であり、道路から100m以上離れた木材を集材する場合に必要な架線

別表第2（第3条関係）

対象経費	工事施工費 機械使用にかかる燃料費・損料・借料 材料費 準備費 測量設計費 安全対策費 現場管理費（現場作業員の労災保険料含む） 資材等の運搬にかかる燃料費・機械損料
------	--